

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程の対象者とは、次のとおりとする。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 第三者委員（苦情解決）
- (4) 評議員選任・解任委員会

(報酬)

第3条 役員に、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 会長の報酬月額は、50,000円とする。
- (2) 常務理事の月額報酬は、150,000円とする。ただし、本会職員が常務理事を兼ねた場合、その者の給与とどちらか高い方の額を支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 本会の会議等に出席した場合の費用弁償を別表にて支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、会長が特に必要と認めた場合に出務・出席したときの役員には、前項相当の費用弁償または実費相当分を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則（平成17年5月25日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 12 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（報酬の特例）

会長の報酬月額、当分の間、第 3 条に規定する月額に 20% を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（報酬の特例）

会長の報酬月額、当分の間、第 3 条に規定する月額に 60% を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成 24 年 5 月 23 日）

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

（報酬の特例）

会長の報酬月額、当分の間、第 3 条に規定する月額に 50% を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成 25 年 11 月 20 日）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日に遡って施行する。

（報酬の特例）

会長の報酬月額、当分の間、第 3 条に規定する月額に 40% を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成 25 年 11 月 20 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（報酬の特例）

会長の報酬月額、当分の間、第 3 条に規定する月額に 30% を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成 26 年 3 月 19 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日）

（報酬の特例）

会長の報酬月額における減額を廃止する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 7 日）

この規程は、平成 28 年 12 月 7 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 13 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 19 日）

この規程は、令和 7 年 6 月 19 日から施行する。

別表（第4条関係）

費用弁償

令和6年4月1日から適用

区 分	金 額
三役会議、理事会（理事・監事）、評議員会（評議員・理事・監事）、各委員会、第三者委員会、評議員選任・解任委員会	日額 3,094円
監事会（決算監査）	1回 10,315円
外部団体の総会・式典等に出席した場合	日額 2,063円
本会が招集した研修会に出席した場合	日額 1,031円 ただし、資料代等は本会負担
本会事業を実施するために必要な会議を招集した場合	日額 3,094円